

## 覚書（素案）

麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会役員会（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）は、甲が実施した「麻溝台・新磯野北部地区事業検討パートナー候補者募集」において、令和5年11月15日付で乙を事業検討パートナー候補者とする決定をしたため、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、麻溝台・新磯野北部地区（以下「当地区」という。）における業務代行方式による土地区画整理事業の事業化に向けた麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会との検討（以下「事業化検討」という。）を行うことを目的とし、甲及び乙の役割等について定める。

### （基本姿勢）

第2条 甲及び乙は、相互の信頼と協力のもと、事業化検討について互いに知り得た情報を共有し、当地区のまちづくりの実現に努めるものとする。

### （役割分担）

第3条 甲及び乙は、事業化検討における各々の業務及び役割を次のとおり定める。

- （1）甲は、乙からの支援を受け、当地区における土地利用計画（案）等（以下「計画案等」という。）を検討・策定し、関係権利者の合意形成を推進する。
- （2）乙は、計画案等の検討・策定過程において、以下の事項について支援することで、まちづくりの実現化に協力する。
  - ① 事業区域を設定した上で、事業化に向けた基本計画の作成支援（土地利用計画、公共施設の整備計画、保留地の処分計画、概算事業費及び平均減歩率の算定、企業の誘致など）
  - ② 事業化に向けた地権者の合意形成支援（土地区画整理準備委員会等の設立、土地区画整理準備組合の設立、土地区画整理組合の設立及びそれらに要する事務局運営、会議、勉強会の開催支援など）
  - ③ その他、事業化に向けた技術的支援及び財政的支援

### （費用）

第4条 乙は当地区の事業化検討に要した費用の請求をいずれの者に対しても行わないものとする。

### （存続期間）

第5条 本覚書の存続期間は、本覚書の締結日から、土地区画整理準備委員会等の設立までとする。ただし、甲及び乙の双方が期間の終了を意思表示した場合は、この限りではない。また、甲及び乙が双方合意した場合は、存続期間を変更できるものとする。

(機密保持義務)

第6条 甲及び乙は、事業化検討の遂行において知り得た個人情報その他の事項を書面により事前に相手方が承諾しない限り、第三者に対して開示してはならない。本覚書の存続期間終了後もまた同様とする。

(本覚書の解除)

第7条 甲及び乙は、次の各号に該当することが判明した場合は、相手方に書面をもって通知することにより、本覚書を解除できる。なお、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じる損害について、一切の請求を行わないものとする。

- (1) 甲及び乙が、社会経済事情の変化、その他やむを得ない事情により、本業務の遂行が客観的に困難となった場合
- (2) 甲及び乙が、本覚書に違反した場合
- (3) 甲の計画案等の検討・策定に際し、乙において不適切な行為があったと甲が判断した場合
- (4) 乙が次のいずれかに該当した場合。また、乙が共同企業体の場合においては、構成する企業が次のいずれかに該当した場合。

- ① 相模原市暴力団排除条例(平成23年12月26日条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有する)と認められる者。
- ② 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者、また、更正手続き開始の申し立てがなされた場合は更正計画の認可決定がなされていない者。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者、また、再生手続き開始の申し立てがなされた場合は再生計画の認可決定がなされていない者。
- ⑤ 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしている者。
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75条)第18条または第19条の規定による破産の申し立てがなされている者。
- ⑦ 会社法(平成17年法律第86号)第514条の規定による特別清算開始の命令がなされている者。

(疑義の決定)

第8条 本覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、相互信頼の原則に基づき、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

本覚書締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

令和 5年11月 日

甲 所在地 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会事務局  
名 称 麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会役員会  
代 表 会長 義見 亮太

乙 所在地  
名 称 ●●●●●●●●  
代 表